

# 一般財団法人塗装品質機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人塗装品質機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は住宅塗装工事の良好な品質を確保するため、塗装工事品質基準を定め広く世の中に公開し、住宅に関する技術者を養成し、住宅塗装工事の品質向上、住宅の維持管理の促進を図ることで、住宅資産の保全および消費者の利益の養護、増進に資し、塗装業界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 住宅塗装における工事品質基準の研究・策定・普及事業
- 2 住宅塗装におけるインスペクション基準の研究・策定・普及事業および人材の育成事業
- 3 優良塗装工事、優良工事会社の認定事業
- 4 住宅の診断、住宅の保全・管理、住宅の色彩に関する技術者の養成
- 5 住宅リフォーム事業者を組織し、住宅塗装工事市場の健全な発展のための活動
- 6 住宅リフォーム事業者の健全な発展（技術力の向上、経営基盤の強化等）のための活動
- 7 住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成に係る事業
- 8 住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応に係る事業
- 9 住宅リフォーム事業者に対し住宅リフォーム事業に係る情報提供に係る事業
- 10 住宅リフォーム事業に関する法令遵守、消費者保護、取引の健全化の促進に係る事業
- 11 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合に、必要な限度において行う構成員の状況を把握するための調査に係る業務
- 12 消費者に向けた住宅の維持管理に関する啓蒙活動
- 13 その他前各号に関連する事業

## 第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

- (1) 設立者 一般社団法人市民講座運営委員会  
東京都千代田区富士見一丁目6番1号フジビュータワー飯田橋1002号  
現金 1200万円
- (2) 設立者 一般社団法人住宅保全推進協会  
東京都千代田区富士見一丁目6番1号フジビュータワー飯田橋1002号  
現金 300万円

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金の不分配)

第9条 この法人は余剰金の分配を行わない。

(評議員)

第10条 この法人に、評議員6名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行する。

3 代表理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事の報酬は評議員会において役員報酬規定を定め、役員報酬規定の支給基準に従って算定した額を支給する。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  
(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 塗装工時基準委員会

(塗装工事基準委員会)

第34条 第4条第1項から第4項に定める事業を行う組織として塗装工事基準委員会を設置する。

(塗装工事基準委員会の構成)

第35条 塗装工事基準委員会の委員の定数は7名以上13名以内とする。

2 委員は代表理事を含む理事3名および評議員または理事によって推薦された者とし、理事会の決議によって選任する。

3 塗装工事基準委員会は代表理事を委員長とし、他の理事を副委員長とする。

(塗装工事基準委員の任期)

第36条 委員の任期は1月1日から12月31日までの1年間とする。

2 代表理事は毎年2月末日までに理事会を招集して、当該年度の委員の選任を完了しなければならない。

3 塗装工事基準委員の委員は、第35条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

4 理事会によって決議をすることで、期中であっても、定数の範囲以内で委員を追加して選任することができる。

5 期の途中で選任された委員の任期は選任された日から当該年の12月31日までとする。

(塗装工事基準委員の報酬)

第37条 塗装工事基準委員会の委員の報酬は評議員会において役員報酬規定を定め、役員報酬規定の支給基準に従って算定した額を支給する。

(塗装工事基準委員会規程)

第38条 本定款に定めるほか、塗装工事基準委員会の運用等について理事会にて塗装工事基準委員会規程を定める。

## 第9章 優良住宅塗装工事研究会

(塗装工事基準委員会)

第39条 第4条第5項から第12項に定める事業を行う組織として優良住宅塗装工事研究会を組織する。

(会員の種別)

第40条 優良住宅塗装工事研究会の会員は次の3種とする。

(1) 正会員

当財団の目的および優良住宅塗装工事研究会の活動方針に賛同する住宅塗装事業を営む法人で優良住宅塗装工事研究会規約に定める条件を満たす者を正会員とする。

(2) 準会員

当財団の目的および優良住宅塗装工事研究会の活動方針に賛同する住宅塗装事業を営む法人または個人で優良住宅塗装工事研究会規約に定める条件を満たす者を準会員とする。

(3) 賛助会員

当財団の主旨および優良住宅塗装工事研究会の活動方針に賛同する住宅塗装事業を営まない法人または個人で優良住宅塗装工事研究会規約に定める条件を満たす者を賛助会員とする。

(入会)

第41条 入会を希望する者は、当法人所定の様式による申込みをし、優良住宅塗装工事研究会規約に定める承認を得ることで入会できる。

(経費の負担)

第42条 会員は、優良住宅塗装工事研究会規約に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第43条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第44条 会員は、優良住宅塗装工事研究会規約に定める手続きによって、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第45条 会員が、当財団または優良住宅塗装工事研究会の名誉を毀損し、当財団の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、優良住宅塗装工事研究会規約に定める手続きによって、その会員を除名することができる。

(会員総会)

第46条 会員総会は、正会員をもって構成する。

(会員総会の決議)

第47条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長、副会長、委員長、委員の選任又は解任
- (3) 事業計画および事業報告の承認
- (4) 優良住宅塗装工事研究会規約の変更
- (5) 解散

(議決権)

第48条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第49条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 優良住宅塗装工事研究会規約の変更
- (3) 解散

3 議事運営の詳細については優良住宅塗装工事研究会規約に定める。

(優良塗装工事研究会執行部)

第50条 会員総会の決議によって会長1名および副会長2名を選任し、優良住宅塗装工事研究会執行部を組織して業務を執行する。

(優良住宅塗装工事研究会の委員会)

第51条 会員総会の決議によって各委員会を設置して業務を実施することができる。

2 設置できる委員会の数は5以内とする。

3 各委員会の委員の数は3名以上10名以内とし、委員の内1名を委員長とする。

4 委員の任命および委員長の選任は優良住宅塗装工事研究会規約の定めに従って行う。

(委員、役員任期)

第52条 会長、副会長および各委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

(会長、副会長および各委員会委員の報酬)

第53条 優良住宅塗装工事研究会の会長、副会長および各委員会委員の報酬は評議員会において役員報酬規定を定め、役員報酬規定の支給基準に従って算定した額を支給する。

(優良住宅塗装工事研究会規約)

第54条 本定款に定めるほか、優良住宅塗装工事研究会の会員の遵守事項および運用等について、会員総会にて優良住宅塗装工事研究会規約を定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第56条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 皆川一、菅原徹、中村修治

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉田憲司、佐藤隆、三輪雄彦

設立時代表理事 吉田憲司

設立時監事 岡村宗祐

3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

4 この定款は令和3年1月8日から施行する。

- 5 この定款の変更は令和4年7月1日から施行する。
- 6 この定款の変更は令和5年3月1日から施行する。
- 7 この定款の変更は令和5年6月1日から施行する。

令和5年6月1日

この定款は原本と相違ない。

一般財団法人塗装品質機構

代表理事 吉田 憲司